

日 銀 市 第 1 5 9 号
2 0 1 7 年 9 月 2 6 日

国債売買等関係事務についての

日銀ネット利用先 御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率の一部変更および
「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」
の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行が行う国債の条件付売買における売買国債の時価売買価格比率（以下単に「時価売買価格比率」といいます。）および日本銀行が補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却（以下「国債補完供給」といいます。）における売却国債の時価売却価格比率（以下単に「時価売却価格比率」といいます。）の一部を2017年10月26日からそれぞれ変更することとしましたので、通知します^(注)。

変更後の時価売買価格比率は、変更日に約定する国債の条件付売買から、変更後の時価売却価格比率は、変更日に実施する国債補完供給（再売却を含みます。）から、それぞれ適用します。詳細については、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）に掲載している本日付の「適格担保の担保価格」の一部改正等について」をご参照ください。

また、国債売買等関係事務の明確化およびその適切な取扱いの確保に資する観点から、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、併せて通知します。

(注) 本通知による「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」の一部改正も踏まえ、今後、時価売買価格比率または時価売却価格比率の変更に際しては、書面ではなく日本銀行のホームページの「業務上の事務連絡」（<http://www5.boj.or.jp>）への掲載の方法により、国債の条件付売買や国債補完供給の対象先に対して通知することとなりますので、ご留意ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」
中一部改正

- 第1編Ⅲ. 2. (1) イ. (イ) を横線のとおり改める。

(イ) 純与信額の計算を行う日（以下「純与信額計算日」といいます。）を売戻日とみなすことにより計算した売戻代金に日本銀行が別に「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」1. において定める時価売買価格比率を乗じた金額

- 第1編Ⅲ. 2. (1) ロ. (ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 純与信額計算日を買戻日とみなすことにより計算した買戻代金に日本銀行が別に「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」1. において定める時価売買価格比率を乗じた金額

以下略（不変）

- [参考] 2. (2) ロ. (イ) 中（注4）を横線のとおり改める。

（注4）時価売買価格比率（日銀国債買現先および日銀国債売現先の場合）は、日銀国債買現先および日銀国債売現先の別ならびに売買国債の種類および残存年数に応じて日本銀行が別に「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」1. において定める比率とします。国債条件付売買における買入価格または売却価格の算出に当っては、取引実行日における残存年数に対応する比率としますが適用されます。また、時価売却価格比率（日銀国債売現先（国債補完供給）の場合）は、売却国債の種類および残存年数に応じて日本銀行が別に「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」2. において定める比率とします。再売却における売却価格の算出に当っては、再売却の売却日における残存年数に対応する比率としますが適用されます。「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」は、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）に掲載しています。また、日本銀行では、これらの比率について、原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要

な見直しを行うこととしており、これらの比率の変更を決定した場合等には、原則として日本銀行のホームページ (<http://www5.boj.or.jp>) への掲載の方法により、対象先に対して通知しますので、留意してください。

- [参考] 2. (2) ロ. (ホ) 中 (注) を横線のとおり改める。

(注) 時価売買価格比率 (日銀国債買現先および日銀国債売現先の場合) は、日銀国債買現先および日銀国債売現先の別ならびに売買国債の種類および残存年数に応じて日本銀行が別に「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」1. において定める比率とします。時価売却価格比率 (日銀国債売現先 (国債補完供給) の場合) は、売却国債の種類および残存年数に応じて日本銀行が別に「国債の条件付売買にかかる時価売却価格比率」2. において定める比率とします。「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」は、日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp>) に掲載しています。また、日本銀行では、これらの比率について、原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととしており、これらの比率の変更を決定した場合等には、原則として日本銀行のホームページ (<http://www5.boj.or.jp>) への掲載の方法により、対象先に対して通知しますので、留意してください。

- [参考] 2. (2) ハ. (ロ) 中 (注3) を横線のとおり改める。

(注3) 日銀国債買現先および日銀国債売現先の別ならびに売買国債の種類および残存年数に応じて日本銀行が別に「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」1. において定める比率とします。この場合の比率は、取引実行日における残存年数に対応する比率とします。ただし、純与信額計算日の前営業日までに買入国債の差替が行われた場合には、差替後買入国債の種類および直近の差替実行日における残存年数に対応する比率としますが適用されます。「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」は、日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp>) に掲載しています。また、日本銀行では、これらの比率について、原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととしており、これらの比率の変更を決定した場合等には、原則として日本銀行のホームページ (<http://www5.boj.or.jp>) への掲載の方法により、対象先に対して通知しますので、留意してください。